

国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議における
委員選任方針

令和4年6月9日
経営協議会
教育研究評議会

国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議規則第2条の規定に掲げる以下の委員をもって組織する。

- (1) 経営協議会の学外委員のうち経営協議会により選出された5人
- (2) 教育研究評議会から選出された委員5人

選考・監察会議の委員は、選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる学長候補者の選考のみならず、学長の任期、学長の業績評価及び学長の解任等に関する事項を審議する者であることを踏まえて選任するものとする。また、経営協議会及び教育研究評議会より選任するにあたっては、以下の方針によるものとする。

(1) の委員については、主に学長が社会の動向を的確に把握し、各界からの多様な理解や協力を得ていく調整力と実行力を有すること等を評価する観点から、経営協議会の学外委員のうち、学長の業務執行状況を継続的に把握してきた者を中心に選任する。

(2) の委員については、主に学長が構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、安定的な財務基盤の確立と効率的で機動的な組織運営を行う能力を有すること、本学の教育、研究、社会貢献の諸活動に明確なビジョンを持ち、人類が抱える現代的課題の解決に取り組み、世界に貢献しようとする強い使命感を有すること等を評価する観点から、教育研究評議会の評議員のうち、各部局の代表者を幅広く選任する。